

事 務 連 絡

令和2年11月11日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部
企業主導型保育事業等担当室

令和2年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施等の周知について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施については、別紙の通り、各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛に「令和2年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について」（令和2年10月23日付け子発1023第3号・医政発1023第1号厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省医政局長連名通知）が通知され、令和2年度における乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施が周知されたところです。

つきましては、別紙通知を踏まえ、企業主導型保育事業実施者へご周知いただきますようお願いいたします。なお、厚生労働省ホームページに本月間に関する報道発表資料（11月は「乳幼児突然死症候群（SIDS）」の対策強化月間です）、普及啓発用ポスター及びリーフレットが掲載されていますので、御活用ください。

加えて、「令和元年教育・保育施設等における事故報告集計」

の公表及び事故防止対策について」(令和2年6月26日内閣府子ども・子育て本部)の全国集計結果を見ると、死亡事故の多くが、0～1歳児で発生しています。また、死亡事故の発生時の状況を見ると、睡眠中の事故が6件中4件発生している状況になっております。

さらに、自治体における死亡事故の検証報告においては、預かり始めの時期における0～1歳児の睡眠中の死亡事故について、リスクが高いことが報告されているところです。また、同検証報告において、子どもの胸が床に着いたうつ伏せ姿勢で、顔だけ横に向いていれば良いとの認識で保育を行っている様子が見受けられます。

睡眠中の窒息の予防方法としては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」にお示ししているとおおり、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、子どもの顔が横を向いているだけでは不十分であり、顔が見える仰向けに寝かせ、何よりも、一人にしないことが大切です。これらのことを併せて各事業実施者へ周知をお願いいたします。

(参考)

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

- ・乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間について

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181942_00004.html

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。